

□頻出史料チェック□

A ……御代々御沙汰之無き事に候得共、^(ア)万石以上の面々より八木差上候様に仰付らるべしと思召、左候はねば、御家人の内数百人、御扶持召放さるべきより外は之無く候故、御恥辱を顧みられず、仰出され候。高一万石に付八木（イ）石積り差上げらるべく候。(中略)これに依って在江戸（ウ）充御免成され候間、緩々休息いたし候様にと仰せ出され候。

- (1) 下線(ア)について、これはどのような人びとを指すか。
- (2) 空欄(イ)に適する漢数字を記入せよ。
- (3) 空欄(ウ)に適する語を次のなかから一つ選べ。
 (a) 一月 (b) 半年 (c) 一年 (d) 二年
- (4) この史料は何とよばれる法令か。

- (1) 大名
- (2) 百
- (3) (b)
- (4) 上げ米の制

B 諸役人、役柄に應ぜざる小身の面々、前々より御役料定め置かれ下され候処、知行の高下之れ有る故、今迄定め置かれ候御役料にては、小身の者御奉公続き兼ね申すべく候。之れに依て、今度御吟味之れ有り、役柄により其場不相応に小身にて御役勤め候者は、御役勤め候内御（ア）仰付けられ、御役料増減之れ有り、別紙の通り相極め候。

- (1) 空欄(ア)に適する語は何か。
- (2) この法令を出した將軍は誰か。

- (1) 足高
- (2) 徳川吉宗

C 一、近年金銀出入段々多く成り、評定所寄合の節も此儀を専ら取扱ひ、公事訴訟ハ末に罷成、評定の本旨を失ひ候。借金銀・買懸り等の儀ハ、人々（ア）の上の事ニ候得ば、自今は^(イ)三奉行所にて濟口の取扱い致す間敷候。併し欲心を以て事を巧み候出入ハ、不屈き糺明いたし、御仕置申し付くべく候事。

- (1) 空欄(ア)に適する語は何か。
- (2) 下線(イ)の三奉行のうち、譜代大名が就任する役職は何か。

- (1) 相對
- (2) 寺社奉行